

整骨院・接骨院の正しいかかり方

**保険証は主に病院、歯科医院、診療所などで使うものです
整骨院・接骨院では、限られた場合しか使えません**



健康保険法に基づき健康保険組合が交付した「保険証」は、病院・医院等の保険医療機関に提示することにより、医師法の適用を受けた医師が行う診療について保険診療として自由に受診することができます。一方で、病院等の医師ではない柔道整復師が行う整骨院・接骨院での施術(柔道整復師が行うものは治療ではなく施術といいます)については、限定された条件で行われる施術以外は、健康保険法では保険診療の扱いとして認められていません。

近年整骨院・接骨院が身近なものとなり、多くの人気が軽に利用できるようになりましたが、その反面、健康保険適用外の請求が年々増加しています。

このため、健康保険組合には施術を受けた方に対して、施術内容の確認や指導を徹底するよう、厚生労働省より通知されています。この通知に従い、当健康保険組合では正しい施術を受けていただくため、電話や文書により照会を行い、アドバイスや指導を行っています(照会状発送等業務委託会社／(株)大正オーデット)。

皆さんが施術を受けると、保険適用分(自己負担額を除いた施術費用)が月単位で翌月以降に健康保険組合に請求され、健康保険組合は療養費としてその翌月以降に整骨院・接骨院へ支払うこととなります。この間、当健康保険組合では、施術費の請求内容等の審査を下記の条件に照らし合わせて行っています。審査の結果、柔道整復師から保険診療になると説明を受けた施術であっても、保険対象外と判定される場合があります。その場合、施術費用は全額加入者の支払いとなり、施術を受けた数ヵ月後に当該整骨院・接骨院より保険適用時の自己負担分以外の残額の支払いが請求されることとなりますが、自費(10割負担)での施術または他の様々な療法を自由に受けることを妨げるものではありません。



健康保険適否の判断条件

当健康保険組合では、下記5条件に照らし合わせて総合的に健康保険の適否を判断します(整骨院・接骨院においては、下記(2)の条件のみで適否を判断)。

(1) 健康保険法による原則

- ① 保険適用の傷病治療は、医師法の適用を受けた医師による病院・医院等の保険医療機関で診療を受けることが原則である(健康保険法第63条)。
- ② やむをえない事情があり、保険者(健康保険組合)がその必要性を認めた場合に限り、上記医師以外の者からの診療・施術等について、保険適用の療養費の支給を行うことができる(健康保険法第87条)。

(2) 厚生労働省通知による保険適用条件

※外傷性であることが明らかな、捻挫・打撲・挫傷(肉離れ)・骨折／脱臼(応急処置以外は医師の同意が必要)

*いつ・どこで・何をしているときに、どの部位を打った(捻[ひね]った・伸ばした等)の負傷原因が明確なもの

こんな場合は健康保険の適用外です!

スポーツ前後のケアやケガの予防に整骨院に通っている。施術を受けながら練習に参加したり、大会等に出場している。



スポーツによる筋肉痛・筋肉疲労、ケガの予防やケアのために健康保険は使えません(施術を受けながらスポーツを継続している場合を含む)

家の中の片づけに精を出したら腰が痛くなり、整骨院で施術を受けた



日常生活で起こる、または加齢等により起こる「原因のはっきりしない」首・肩・腰・膝等の痛みなどに健康保険は使えません

以前痛めた膝がまた痛み出したので整骨院にかかっている



過去のケガ、交通事故の後遺症などは健康保険の対象となりません

神経痛、リウマチ、肩こり、五十肩、頸椎症、ヘルニア、関節炎などの痛みが出ると整骨院で施術を受けている



本来は医療機関で治療すべき病気(症状)や、ケガをした部位に起因する他部位の痛みなどへの施術に健康保険は使えません

数カ月前に痛めた腰が完治しないので、今後もずっと施術を継続したい



症状が改善しない長期にわたる漠然とした施術や慢性化した症状(慢性腰痛等)には健康保険は使えません

病院で治療中のケガの施術を整骨院でもしている



医療機関と重複受診している場合は、健康保険は使えません

下記のような施術の受け方については、厚生労働省よりとくに事実確認および精査を行うよう強く求められています

- 症状改善が見られない長期(概ね3カ月を超える継続的・断続的期間)の施術
- 施術を受ける部位を次々と変えたり、施術院を変えての長期間にわたる施術、3カ所以上の多部位の施術、概ね1カ月10回以上の頻回の施術

(3) 整骨院(接骨院)で施術を受けた者の施術前の整形外科等の専門医療機関での診療履歴およびこれまでの整骨院・接骨院での施術履歴

(4) 施術を受けた者への文書・電話等での照会に対する回答内容

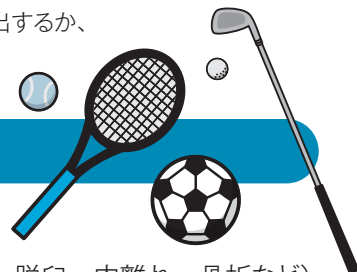
(5) (審査状況により) 整形外科医等の医師の意見書

*業務上や通勤途上での負傷の場合は、健康保険の適用ではなく、労災保険の取り扱いになります。速やかに事業主(会社)へ届け出てその指示に従ってください。

*交通事故などの第三者が関わる負傷の場合は「第三者の行為による傷病届」を健康保険組合へ提出するか、あらかじめ連絡をした後、健康保険被保険者証を使用してください。



スポーツ外傷とスポーツ障害



日常的にスポーツを行っている方にスポーツ障害が増加しています。

- ① **スポーツ外傷**…1回の急激な外力が作用して身体を傷つけるもの(捻挫・打撲・脱臼・肉離れ・骨折など)
- ② **スポーツ障害**…慢性的に大小様々な外力が繰り返しかかり、その結果として身体を傷つけるもの(成長痛・テニス/ゴルフ肘・ジャンパー/ランナー膝・野球肘(肩)・その他同じ部位に慢性的に繰り返し発症する痛み・しびれなど)

スポーツ外傷に対する施術は健康保険の対象となりますが、**スポーツ障害は慢性化した状態ですので接骨院(整骨院)での施術に対して健康保険は適用されません**。最近では幼少期より日常的にスポーツをする方が多くなり、特に骨の成長期の若年者にスポーツ障害が増えていますので注意してください(スポーツ障害の診断は専門の整形外科医が行いますので、早期の段階での診療を推奨します)。なお、**練習参加や大会参加を優先し、一時的な症状緩和や悪化予防のために施術を受けることにも健康保険は適用されません**。